

近代公共図書館思想の原点

——エドワード・エドワーズの公共図書館論——

芝 田 正 夫

1

エドワード・エドワーズ (Edward Edwards, 1812~1886) は、イギリス図書館史上、“公共図書館運動の精神的父”¹⁾、あるいは“公共図書館運動のパイオニア”²⁾と呼ばれ、イギリス最初の公共図書館法成立 (1850年) に際して、図書館の専門家として下院議員エワート (William Ewart)、ブラザートン (Joseph Brotherton) らと共に大きな役割を果たし、1852年以後は同法により設立されたマンチェスター公共図書館の初代館長として、“先駆的なサービス”³⁾を展開した人物である。彼は“生まれながらの図書館員” (born librarian) とも呼ばれ、マンチェスターや大英博物館において図書館員として活動すると共に、大著“図書館覚え書” (*Memoirs of Libraries*, 1859) を始めとする諸著作の中で独自の公共図書館論を、自己の図書館における経験に基いて展開している。

近代市民社会において、公費で設立・維持され、全ての地域住民に無料で公開されるものとして成立した近代公共図書館は、成立当初は上・中流階級のイニシアティブによって、主に労働者階級に対する大衆教育の一環として構想され、公共図書館法という制度的保障を得るに至ったと考えられるが⁴⁾、図書館法成立に重要な役割を果たしたエドワーズは後述する様に“下層階級出身の自学自習の人物”であり⁵⁾、彼の思想には“読書を通じての労働者教育”というブルジョア急進派の思想の枠内では理解しきれない公共図書館論を含んでいる。すなわち、ひとつはエドワーズは単に労働者層のみを公共図書館の利用者としては重視せず、あくまで地域全住民の利用を第一の目的として掲げている点であり、今ひとつは、ブルジョア急進主義者たちが、労働者に対する教化という側面から、害のない“健全な”書物の提供を目ざし、労働者に“有害な”政治・経済関係の書物は公共図書館から排除しようとしたのに対し、エドワーズは全地域住民に役立つ普遍的な蔵書構成が公共図書館には欠くことのできない条件であることを指摘し、政治・経済書の排除には明確に反対している点である。

ブルジョア急進主義者の公共図書館論—すなわち“良書”による大衆教化施設としての公共図書館構想—は現在においては過去の歴史的産物にすぎないが、エドワーズの主張した公共図書館論は、歴史的な限界性を持ちつつも本質的には「いまも変わることのない—今日もなお、そのより完全な実現に努力すべき—公共図書館の原則」⁶⁾を含んでいると考えられる。本論の課題は、エドワーズの諸著作ならびに、1850年法制定を勧告した公共図書館特別委員会における彼の証言を手がかりとして、その公共図書館思想を近代公共図書館思想の原点として位置づけることにある。

2

エドワーズの公共図書館論形成には彼の生いたちと教育とが大きな役割を果たしているように思われる。すなわち彼は1812年に職人の子としてロンドンに生まれ、正規の学校教育は受けなかったが、大英博物館読書室の“常連”(habitué)として自学自習し⁷⁾、図書館問題のみならず、歴史や教育に関する幅広い学識を身につけた人物であり、こうした経験を通じて、図書館における自己教育の有用性と、当時の図書館が教育施設として十分な機能を果たしていないことを、20代の早い時期に既に強く認識していた。こうして彼の関心は早くから図書館改善問題に向けられ、大英博物館の“刊本部助手”(assistant in the Department of Printed Book)であった1849年には、エワートらと共に議会の公共図書館特別委員会の準備、実現に活躍し、彼自身も委員会が召集した証人の1人として多くの証言を行なった。エドワーズは特に全地域住民を対象にした公費によって設立・維持される公共図書館の重要性を証言の中で指摘しており、1850年法の内容は制度面においては彼の構想の実現を目ざしたものであった。

1850年4月、すなわち7月の公共図書館法成立以前に、エドワーズは上司である大英博物館刊本部長パニッツィ(A. Panizzi)との対立が原因で解雇されたが、1851年、公共図書館法にもとづくマンチェスター公共図書館長としてむかえられた。図書館は1852年9月2日に開館式を行ない、6日から活動を開始したが、エドワーズは1858年に図書館委員会と対立して解雇されるまで、不十分な財政条件のもとで館長として先駆的な図書館活動を行なった。解雇後はオックスフォード大学図書館に勤めた一時期を除き、著作に専念し、“覚え書”を始めとする多くの図書館史・図書館経営に関する著述を行なうと共に、イギリスの軍人・探検家ウォルター・ローリー(Walter Raleigh)の伝記(1868)を執筆するなど、文人としても活躍した。

エドワーズの一生は、下層階級の出身者が自己教育のみによって、上・中流階級の人間と対等な立場で活動し得るに至った当時としては稀有な事例であり、近代市民社会における人間史研究としても興味ある課題であるが、本論の目的から、彼の大英博物館における自学自習の経験がエドワーズの公共図書館論形成の原点になったことを指摘するにとどめたい。

3

エドワーズの公共図書館論を考える場合、まず彼が公共図書館をいかに定義していたかを検討する必要がある。彼は前述の公共図書館特別委員会において、次の様に明確に公共図書館を定義している。

公共図書館とは、公費(public fund)によって全部あるいは一部が運営され、全ての人々に開放されている図書館である⁸⁾。

当時は私的な団体の所有する図書館や大学図書館で公共的性格を持つものは広く「公共図書館」と呼ばれていたが、エドワーズはそうした私的図書館は排除して、公費によって運営され、全住民に開放される図書館こそ真の公共図書館であると宣言したのである。更にそうした当時の「公共図書館」について次の様な分類を行なっている。

第一種の図書館は、無料で(gratuitously)、制限なしに公衆が利用できる図書館であり、第二種は権利として無料で利用できるが紹介状の提示が必要な図書館、第三種は諸団体の所有す

図書館で、利用は恩恵として、ある一定の条件のもとでのみ許可されている図書館である⁹⁾。

公共図書館は無料でなければならない、そしてそれは“恩恵”によるものではなく“権利”として公衆に開放されたものである、という考えはエドワーズの公共図書館論の中核として見すごすことのできないものである。彼の“権利”論は、決して明確な権利意識に裏付けられたものではないが、公費によって運営される公共図書館の利用を、明確に“権利”に由来するものと主張した点は、ブルジョア層による慈恵教育が教育の主流であった当時において先駆的な内容を持っていたことは疑えない事実であろう。

エドワーズは上述の定義を更に深める記述を“覚え書”の中で行なっている。同書の第1部第17章は、公共図書館法成立史に関する記述であるが、“都市図書館の基本原則”(fundamental principles of town-libraries)という小節で公共図書館論を展開している¹⁰⁾。まず、彼は新しい公共図書館—都市図書館—の根本原則として二つのものを提示している。一つは「図書館は普遍的精神(cathoric spirit)に基いて形成されなければならない」ということであり、もう一つは、「図書館は寄贈書や寄付金による援助は受けるべきではない」ことであった。更に第一の原則については「新しい図書館の制度と運営は、政治や宗教の面で党派的な影響から全く離れていなければならない」と“普遍的精神”の内容を説明し、第二の原則については「図書館の維持は納税者全員に課せられた地方税によるべきであり、選ばれた責任ある役員(functionary)によって管理されるべきである」と説明を加えている。

ここで述べられている二つの原則は公共図書館の活動の基本姿勢と図書館の維持・運営に関するものであるが、第一の原則は全住民の利用を目的とする公共図書館にはいかなる政治的宗教的偏向も許されないとする立場であり、当時の様々な形態の教育が宗教的な面を強く持っていたこと、ならびに公共図書館を構想したブルジョア層は公共図書館から政治関係書を排除することを主張していたことを想起する時、エドワーズのこの“普遍的精神”に基づく公共図書館構想は時代的制約を超えた“普遍性”を持っていたと言えよう。第二の原則については、公共図書館運営は公費、それも国庫補助金でなく地方税によって行なわれるべきであり、“恩恵”による寄贈や寄付を拒否している点で、先の“権利”に基づく公共図書館を再確認したものである。

エドワーズは、この二つの原則から更に次の結論を導き出し、彼の公共図書館像の全体像を明らかにしている。すなわち、

新しい図書館は地域の階級(class)は無視しなければならない。金持ちの資本家ならびにわずか10ポンドの家の持ち主の税金で維持されているのだから、その両方の人々に同じ様に役立つよう形成され、増設され、運営されるべきである。新しい図書館は、決して“専門家の図書館”(professional library)でも“商人の図書館”(tradesmen's library)でも“労働者の図書館”(workingmen's library)でもなく、“都市図書館”(town library)でなければならない

と。以上紹介したエドワーズの公共図書館論を整理すると次の3点にまとめられよう。第一点は公共図書館を地域の全住民に公開する施設として位置づけた点であり、第二点はそうした公共図書館の運営は地方自治体が責任を持ち、地方税によって維持・運営すべきであることを主張した点であり、第三点は公共図書館の利用が“恩恵”でなく“権利”である限り無料でなければならないとした点である。こうした三原則は1949年に発表されたユネスコの「公共図書館宣言」

(The Unesco Public Library Manifesto) に示された公共図書館の諸原則に極めて類似しており¹¹⁾、近代公共図書館の基本的な諸原則はエドワーズによって、その成立期に確立されていたと言えよう。

4

エドワーズの公共図書館論の形成と彼の自己教育の経験との関連性については先に指摘したが、彼が公共図書館に期待した役割は、読書に基づく民衆教育・自己学習という視点であった。彼は「良書を利用できないために我国の大多数の人々の教育が遅れている」¹²⁾という基本的現状認識に立ち、学校を卒業した者にも読書の習慣は育成されてなく、学校教育には大きな期待はできないと述べ、「よい図書館の利用は我国の教育状況を前進させるための一つの大きな手段となろう」と証言して、学校卒業後の継続教育・補足教育という面で公共図書館が果たす役割の大きいことを主張している。

前述した様に、エドワーズは全ての階級の利用しうる公共図書館を構想し、公共図書館の遅れが学者の研究の障害となっていると証言して、公共図書館は研究者も利用しうる高等な内容を持つ蔵書も所蔵すべきであることを主張しているが、当時、会員制図書館など様々な既存の図書館・読書施設を不十分ながら利用できた研究者や上・中流階級よりも、従来ほとんどそうした読書施設を利用できなかった労働者層を図書館の新しい利用者として公共図書館に引きつけ、彼らの自己教育の場を提供すべきであると考えたが、全ての階級の利用を旨とするには、何よりもまず不読者層である労働者階級を利用者としていく必要性が存在していた。

また、そうした労働者を中心とする幅広い利用へと拡大していくためには、公共図書館運営上、考慮しなければならない諸条件がある。そしてエドワーズはその必要欠くべからざる条件として(1)貸出、(2)夜間開館の二点を挙げている。ガーソー (Oliver Garceau) が近代公共図書館の定義として“無料”“公共性”“税金による維持”と共に“貸出”を挙げている様に¹³⁾、収集・保存中心から利用中心に重点を移すことによって成立した近代公共図書館にとって、“貸出”の持つ意味は非常に大きい。エドワーズも“恩恵”ではなく“権利”として本の貸出を受けることのできる貸出図書館 (lending library) の設置を繰り返し主張している。当時のイギリスにおいて貸出の実施が広く行なわれていなかった主要な原因は、民衆に対する制限なしの貸出は多量の本の紛失につながるという危惧からであったが、エドワーズはこの点について、図書紛失の原因は、貸出規則が不十分なためであり、管理方法を改め規則を整備することによって、この紛失問題は解決し得ることを主張している。公衆の利用を公共図書館の第一義とする彼の立場から“貸出”の重視は当然の帰結であり、マンチェスター公共図書館においても、保証人を書かせるなど一定の条件のもとで公衆に対する貸出を行なった。

この貸出と共にエドワーズが重要視しているのは夜間開館であり、フランスのセント・ジュヌヴィエーブ図書館 (Saint Geneviève Library) の例を挙げて、夜間開館が特に下層階級の利用拡大に役立っていると証言している¹⁴⁾。全ての階級の図書館利用を促進するため、特に長時間労働に従事している労働者のためには夜間開館が必須の条件だとするこの主張もマンチェスターにおいて実行され、参考部 (reference department)、貸出部 (lending department) 両部とも午後9時まで開館していた。

5

以上の様に、エドワーズの展開している公共図書館論は“全地域住民の利用”を中核とするものであったが、こうした彼の思想は実際にマンチェスター公共図書館における諸活動に反映していたのであろうか。マンチェスターにおける蔵書構成とその利用を検討することによって、エドワーズの実践活動を探っていききたい。

エドワーズは「公共図書館は全ての階層の要求に応じ、役立つものでなければならない」という基本的観点に立って、公共図書館における蔵書構成論を次の様に展開している¹⁵⁾。まず彼は歴史、政治、動植物などあらゆる主題の書物を収集すべきであり、さらに特にその公共図書館が属する教区、町、県 (county) に関する地方資料は、印刷本であれ、写本であれ、手に入るものは全て注意深く収集しなければならないと蔵書構成の基本姿勢を述べ、また他の図書館にある書物で必要なものがあれば、写本をとって自館の蔵書にすべきであり、地方資料についてはその地方の主要産業に関する書物やパンフレット、地域の印刷業者 (local printer) の出版した地方出版物を重視しなければならないとも主張している。そして当時のブルジョア層が主張していた公共図書館からの政治・経済書の排除に対しては、全ての主題に関する書物収集の原則に反するとして明確に反対した。

このようにあらゆる主題の図書収集と地方資料の重視がエドワーズにおける取書方針の基盤であるが、次に彼はいくつかの特定の主題について公共図書館は充実した蔵書を備えるべきであることを主張した。また選ばれた特定の主題については、“偶然的な本の集積 (aggregation)”ではなく“組織的な収集 (collection)”が必要であり、特定主題選択には図書館の置かれている状況—例えば他図書館との関連、図書購入予算額などが考慮されるべきであると述べ、予算額については8000~10000ポンドの額では全主題もしくは多くの主題について、真に価値ある図書館の建設は不可能であり¹⁶⁾、予算不足の場合は特定の主題に力を注ぐべきであるというのが彼の主張である。もちろん他の主題についての図書は全く収集しないのではなく、特定の主題に費した予算の残額で残りの主題に関する必要欠くべからざる基本図書を購入することを勧めている。そしてこうした蔵書構成方針によって、公共図書館は開館時から「研究者を援助するだけでなく、生み出すことができる」と簡潔に公共図書館の目的を述べているが¹⁷⁾、この研究者をつくり出すという視点こそ、自己教育の場としての公共図書館を再確認させる主張と言えよう。ここで言われている自己教育は、読書に親しむといった次元のものではなく、特定の主題については“組織的な収集”による書物を必要とする高次の教育内容を含むと考えられる。

6

以上の様な取書方針に基いてエドワーズは、マンチェスター公共図書館においては、政治（経済を含む）と歴史の2つを特定主題として選び、地域と密接な関連をもつ書物と共に、数多くのものを収集した。特に政治に関しては、当時非常に数多く出版されていた政治的小冊子類 (political tract) を熱心に集めており、開館6年目の1858年1月で2,086冊の刊本、12,449種のパンフレットを収集している¹⁸⁾。

更に彼の取書方針を明らかにするために、マンチェスター公共図書館の蔵書数と蔵書構成を考

えてみたい¹⁹⁾。

(表1) マンチェスター公共図書館の蔵書構成 (1852年の開館時)

	参考部 ²⁰⁾	貸出部	計
神学・哲学	655冊	169冊	824冊 (3.9%)
歴史	6,707	2,187	8,894 (41.7%)
政治	2,705	266	2,971 (13.9%)
科学・技術	1,310	394	1,704 (8.0%)
文学・合集	4,626	2,289	6,915 (32.5%)
計	16,003	5,305	21,308

これは開館時の統計であるが、歴史の比率が文学を上まわり、政治と歴史をあわせると全蔵書の55.6%に達しており、彼の主張を裏づけているが、こうした傾向はその後も引き続いている。

(表2) マンチェスター公共図書館の蔵書構成 (1857年, 分館は除く)

	参考部	貸出部	計
神学・哲学	1,626冊	340冊	1,966冊 (5.5%)
歴史	9,422	3,672	13,094 (36.5%)
政治	6,560	779	7,339 (20.4%)
科学・技術	2,297	733	3,030 (8.4%)
文学・合集	5,953	4,505	10,458 (29.1%)
計	25,858	10,029	35,887

すなわち開館後5年間で約15,000冊増加しているが、1857年においても歴史と政治とで56.8%の高率を示していることは、一定の収書方針のもとで特定主題が選択されていたことを示している。

エドワーズも、「こうした(マンチェスターにおける5年間の)選書によってのみ、乏しい予算で、将来“図書館”の名にふさわしいものをつくりうるのである」と述べ²¹⁾、真の公共図書館は一時的な収書で完成するのではなく、完全な蔵書を得るためには永続的な努力と一定の収書方針の必要なことを主張している。

こうしたマンチェスター公共図書館の蔵書構成を、当時の大都市公共図書館として共に著名なリバプール公共図書館(1852年10月開館)のそれと比較すると、エドワーズの収書方針は一層明らかになる²²⁾。

(表3) リバプール公共図書館の蔵書構成 (1857年)

	参考部	貸出部	計
神学・哲学	1,538冊	750冊	2,288冊 (5.6%)
歴史	6,902	4,435	11,337 (27.7%)
政治	2,439	207	2,646 (6.4%)
科学・技術	3,411	1,064	4,475 (10.9%)
文学・合集	9,698	10,546	20,244 (49.4%)
計	23,988	17,002	40,990

すなわちリバプール公共図書館はマンチェスターとほぼ同じ規模の蔵書からなっているが、文学・合集が50%に近い高い数字を示しており、歴史・政治、特に政治の書物は少なく、マンチェスターのものとは対照的である。リバプールの収書方針の基本は、エドワーズも指摘している様に、文学を重視するものであったといえるであろう²³⁾。エドワーズは公共図書館の蔵書における文学の重要性を認めながらも、結局文学はその場限りの読書にすぎず、より高次の読書には結びつかないとして、政治・歴史にくらべて相対的には軽視していた。

7

これまで述べてきた収書方針・蔵書構成のもとでエドワーズはマンチェスター公共図書館の活動を行なったが、その利用状況一貸出と閲覧一を調べると、彼の方針と実際の読書傾向との間には少なからず相違があった様に思われる。

(表4) マンチェスター公共図書館の貸出・閲覧利用数 (1852年—57年の総計)²⁴⁾

	参考部	貸出部	計
神学	9,676冊	5,159冊	14,835冊 (1.9%)
哲学	7,488	2,255	9,743 (1.2%)
歴史	111,014	85,269	196,283 (25.0%)
政治	51,276	3,271	54,547 (6.9%)
科学・技術	50,253	18,296	68,549 (8.7%)
文学・合集	180,201	261,819	442,020 (56.2%)
計	409,908	376,069	785,977 ²⁵⁾

更に1857年後期半年間の貸出部における文学・合集の貸出を細分すると、総計31,838冊中、小説物語類 (novel and romance) が21,450冊で67.4%、大衆雑誌は2,437冊で7.7%に及ぶと報告している。5年4ヶ月で80万冊に及ぶ利用のあったことは、それ以前の公共性を持つ図書館とは比較にならない高率であり、また貸出と参考部における閲覧がほぼ同数であることも注目されるが、特に貸出部において文学、中でも小説類の利用率の高いことも見すごすことはできない。エドワーズは、蔵書中の小説類は決して低俗なものではなく、全て「イギリス諸作家の傑作」ばかりであると述べながらも、文学書の利用は単なる娯楽 (pastime) のための読書に終わる場合が多いと認めている²⁶⁾。

こうした文学偏向の利用傾向は明らかにエドワーズの予期に反したものであった。彼は前述のごとく文学の重要性を認めながらも、学校卒業後の継続教育・自己教育という側面から、歴史・政治部門を始めとする高次の教育に結びつく可能性を持つ蔵書利用を強く望んでいたものであり、こうしたマンチェスターにおける実際の利用傾向については次の様な評価を下している。

学校教育のもたらした成果は、書物をようやく読みうる程度の能力にすぎず……読書を好む若者は(公共図書館内の)良書の標題に引き寄せられ、利用を申し込むが、(読みこなす能力に欠けるため)まもなく返却にくる。そしてその後は蔵書中のはっきりと軽読書 (light-reading) とわかるものしか読まない²⁷⁾。

すなわち、当時の学校教育においては、知的訓練が充分になされず、若者は良書を読もうという欲求を持ってはいるが、彼らの乏しい読書能力では読むことは不可能であり、継続教育・自己

教育を目的としたエドワーズの蔵書構成にかかわらず、文学を始めとする軽読書が公共図書館における利用の中心となっていた。言い換えれば、当時の教育状況において公共図書館を自己教育の場として構想することは、かなり無理な発想だったと言え、初期公共図書館は、不読書層に対しては、ブルジョア急進派が主に主張した“読書による無害で健全な娯楽の提供”という役割しか果たしえなかったと考えられる。

8

エドワーズの説明によると²⁸⁾、貸出部は参考部とちがいで、「従来、図書館を利用できなかった人々に開かれた」部門であり、特に職人 (artisan)、工員 (millworker)、職工 (operative) らとその家族とによって利用されており、マンチェスターの場合、職人・工員層の利用が全体の4分の3に達して、残りは店員 (shopkeeper)、事務員 (clerk)、教師、生徒らの利用であった。こうした利用者層の構成が、前述した当時の劣悪な教育条件と結びついて、貸出部においては、文学、その中でも小説類や雑誌の利用が多数を占める要因となったのである。

一方、参考部については、貸出部が主に労働者層を対象にしていたのに対して、地域 (community) の全ての階層に等しく役立つものにしなければならない部門であり、都市図書館の基礎となる部門として位置づけている。マンチェスターにおいては全ての社会層 (social grade) の人々の利用があり、「商人、職人、工員、牧師が同じ図書館のテーブルで読書をしている」と報告している。エドワーズは、こうした地域の全階層が共同で図書館を利用し、読書することは、社会的断層 (social gulf) を埋める為に大きな役割を果たしており、このことこそ公共図書館の最も重要な目的であると考えていた。

以上の様に、エドワーズは参考部と貸出部の役割を分け、両部門で全ての階層の利用を広げようとしていたが、1857年までの利用状況に対し、参考部は「所期の目的がかなり実現されている」と評価しながらも²⁹⁾、貸出部については前述の様に軽読書中心であったことを率直に告白している。この点、ケリー (Thomas Kelly) の説明している様に、「労働者階級ばかりか中産階級も同様、1日の労働のあとでは、教育より娯楽を求めている」のである³⁰⁾。

しかしながら、エドワーズは労働者層の読書が小説部に限られてしまうとは考えないで、「貸出図書館の特別な目的は不読書層を読者にすることであり、あまり栄養のない“心の糧”(つまり小説類) から読書を始めた者も、やがては実質のある、健全な“心の糧”への食欲を持つようになる場合も少なくない」と述べ³¹⁾、軽読書が、より高度な内容を持つ書物への入口になると考えている。しかし、小説類などフィクションに対する需要の増加は、エドワーズの希望的観測にもかかわらず、19世紀末にかけてイギリス各地の公共図書館において高い比率を示し、フィクション論争として問題を残していった。

9

先に述べた様に、1850年のイギリス公共図書館法は、労働者階級に対する道徳改善、教育、思想統制などを目的として制定されたと考えられ³²⁾、法成立に努力したエワートらのブルジョア急進派たちが、“良書の普及による社会改良”という目的で公共図書館を構想していたのに対し、エドワーズの公共図書館論は単に“社会改良のための図書館”だけを内容としたものではなか

った。彼は「(読書によって)多くの人々は有害な性質を持つ娯楽を捨て、理性的で有用な娯楽へと好みを変えていく」と述べ³³⁾、読書による労働者の趣味・性格の改善を公共図書館の役割として主張しているが、彼の蔵書構成論にも明らかな様に、政治・経済・歴史などの書物による継続教育・自己教育といった更に高度の教育的機能を公共図書館に期待していたと言えよう。

こうした視点のもとで、彼は「図書館は知識階級の研究に役立つ本ばかりでなく、教育を十分に受けていない人々にも魅力ある本を公平な比率で持たねばならない」と主張し³⁴⁾、全ての階層の自己教育の場として必要な蔵書の完成を旨としたのである。もちろん、エドワーズのこうした教育目的も、当時の社会状況・教育状況の中では充分に実現されず、19世紀後期の学校教育制度確立まで待たねばならなかった。

またエドワーズの公共図書館論は、前述の様に、全ての階層の利用、公費による運営、無料の原則など、近代公共図書館の諸原則を先駆的に確認したものとして評価されるが、マンチェスターにおける活動に見られる様に、一定の方針に基づく収書、地方資料・地方出版物の重視、図書購入費の重視を強く主張したことは、貸出の重要性の認識と共に、近代図書館の活動内容を先駆的に展開したものと言えよう。

利用を重視したと言っても、マンチェスター公共図書館は公開書架ではなく、参考部の図書は貸出されず、保証人が必要など手続きも決して簡略なものではなく、全地域住民に対しての公開と言っても児童や婦人の利用に対する配慮は考えられていなかったが、全ての階層の自己教育を目的として利用者の増大を旨とし、開館時から夜間閉館を行ない、実質のある蔵書を持つ公共図書館完成を旨として精力的な収書を行なったエドワーズの公共図書館論は、公共図書館制度に対する理解と、公共図書館活動の内容の両面において、明らかに近代公共図書館思想の原点として考えうるものを持っていたと言えよう。

注

- 1) Hessel, Alfred: *A history of libraries*, tr. by Reuben Peiss, N. J., Scarecrow, 1955, p. 107.
- 2) Predeek, Albert: *A history of libraries in Great Britain and North America*, tr. by L. S. Thompson, Chicago, ALA, 1947, p. 142.
- 3) “*Encyclopedia of library and information sciences*” (M. Dekker, 1972), vol. 7 の “Edward Edwards” の項目による。執筆者はエドワーズの伝記 (*Edward Edwards, 1812-1886*, London, LA, 1963) の著者 W. A. Munford である。
- 4) 1850年の公共図書館法成立については、下記拙稿を参照
「イギリス公共図書館法の成立とエワート報告」(図書館界第27巻第4号 昭和51年1月)
- 5) Kelly, Thomas: *A history of public libraries in Great Britain, 1845-1965*, London, LA, 1973, p. 11.
- 6) 森耕一『公共図書館——日本図書館学講座4』雄山閣 1976 p. 16.
- 7) Kelly: *op. cit.*, p. 11.
- 8) *Report from the select committee on public libraries: together with the proceedings of the committee, minutes of evidence, and appendix*, 1849, p. 1, Q. 10. (以下 1849 Report と略記する)
- 9) *ibid.*, p. 12, Q. 145.
- 10) Edwards: *Memoirs of libraries*, London, Truebner, 1859, vol. 1, p. 775-777. (Reprinted, N. Y., Burt Franklin, 1964)

- 11) McColvin, Lionel R.: *The chance to read*, London, Phoenix House, 1956, p. 249-p. 251.
森耕一氏はユネスコ宣言を5つの原則にまとめている。(1)地域社会の成員すべてに対して平等に公開されていること, (2)無料で利用できること, (3)経費の全額または大部分が公費でまかなわれていること, (4)法律にもとづいて設置され運営されていること, (5)民主的な機関であること, (森耕一 前掲書 p. 15)
- 12) *1849 Report*, p. 20, Q. 292.
- 13) Garceau, Oliver: *The public library in the political process*, New York, Columbia University Press, 1949, p. 30.
- 14) *1849 Report*, p. 8, Q. 116.
- 15) *Memoirs*, Vol. 2, p. 571-576.
- 16) マンチェスター公共図書館は開館時, 4,156ポンドを費やし, 18,028冊の本を購入しており, 8,000から10,000ポンドという額は当時としてはかなりの高額であったとも考えられる。(Memoirs, vol. 1, p. 806.)
- 17) *Memoirs*, vol. 2, p. 575.
- 18) *ibid.*, vol. 1, p. 805. “collection of political tracts” という統計による。
- 19) *ibid.*, vol. 1, p. 807. 表2も同じ
- 20) マンチェスター公共図書館は, 参考部 (reference department 又は consulting department) と貸出部 (lending department) に分けられ, 参考部の書物は貸出されなかった。
- 21) *Memoirs*, vol. 1, p. 807.
- 22) *ibid.*, vol. 1, p. 815.
- 23) Edwards: *Free town library*, London, Truebner 1869, p. 123.
- 24) *Memoirs*, vol. 1, p. 808, 810.
- 25) この統計には1854年度の貸出部の統計は含まれていない。同年を含めて5年半の総利用数は864,104冊で, 開館日1日平均の利用は523冊に及んでいる。(Memoirs, vol. 1, p. 808.)
- 26) *Memoirs*, vol. 1, p. 811-812.
- 27) *ibid.*, p. 808. *Free town library*, p. 80 にも同様の記述がある。
- 28) *ibid.*, vol. 1, p. 810-813.
- 29) *ibid.*, vol. 1, p. 808.
- 30) Kelly, *op. cit.*, p. 85.
- 31) *Free town library*, p. 46.
- 32) 常盤繁氏は当時の公共図書館の役割を①教育, ②娯楽, ③産業教育, ④文化 (学問, 文芸), ⑤思想統制, に分類している。
(常盤繁 「ユアート法と議会」 (図書館学会年報 第22巻第1号 昭和51年5月)
- 33) *1849 Report*, p. 21, Q. 296.
- 34) *Memoirs*, vol. 1, p. 775-776.

(博士課程大学院生)